



長崎県スポーツコミッション スポーツ合宿拠点づくり推進事業補助金のご案内



長崎県スポーツコミッションでは、当コミッションが誘致活動に関わったスポーツ団体に対し、予算の範囲内で合宿補助金を交付する制度があります。

1. 補助対象者

本拠地を県外とする以下のスポーツ団体（離島で合宿の場合、同一自治体外を含みます）

- (1) プロ及び実業団
- (2) 実業団相当の社会人クラブチーム
- (3) 大学の体育会等運動部（短大、サークル・同好会は除く）

2. 補助上限額

最大100万円（対象経費の1／2以内）

3. 対象経費

(1) 交通費

- ・団体の本拠地を起点とする最寄りの新幹線駅又は空港から県内の合宿地（宿泊施設等）への往復移動経費のほか、レンタカー・フェリー等を利用する場合、初日及び最終日の利用料金が対象となります。
- ・本県へ車両等の陸路で移動する場合、その借上料・有料道路代が対象となります。なお、グリーン車等の特別料金やタクシー、ガソリン代のほか、宿泊施設から練習会場までのレンタカー等移動経費は対象外となります。

(2) 宿泊費（上限1万円／人・泊）

- ・合宿の実施と同一市町における宿泊費のみ対象となります。
- ・歓迎会や懇親会、昼食代は対象外となります。

4. 補助の対象とならないもの

- ・興行及び営利を目的とするもの
- ・政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- ・国又は地方公共団体が主催するもの
- ・各県の持ち回りで行われるもの（一定の順序で開催されているもの等）
- ・練習地と宿泊地が同一市町でないもの
- ・スポーツ活動が主目的でないもの
- ・スポーツ活動の実績が確認できない団体が実施するもの
- ・団体との関係性が認められない参加者
- ・その他会長が不相当と認めるもの

5. その他

- 本補助金は実施初年度を基準に連続する3年間（1回／年）までの交付となります。
- 本補助金とは別に国・地方公共団体等から補助を受ける場合、その収入額（補助額）を控除した額が本補助金の交付額となります。
- 本補助金の財源は長崎県と受入市町等が1対1の割合で負担し、双方の予算の範囲内において交付する制度です。

6. 補助の申請・交付

(1) 事前相談（予算には限りがありますので、合宿を検討の際は事務局へご相談ください）

(2) 事業認定申請書等の提出（合宿開始 20 日前まで）

- ①様式第1号（事業認定申請書）※押印後のPDF送信と原本郵送をお願いします
- ②様式第2号（事業実施計画書）※データをメールにて送信ください（原本不要）
- ③様式第3号（収支予算書） ※データをメールにて送信ください（原本不要）
- ④その他会長が必要と認める書類

【A】合宿行程表（様式任意）

- 利用交通機関及び練習日程（利用施設、時間、内容等）が記載されたもの

【B】参加者名簿（様式任意）

- 氏名、年齢、性別、役職（担務・ポジション等）が記載されたもの
- 参加者の在籍が確認できる資料（公式HP等で在籍確認できる場合は不要）
※外部トレーナー等が含まれる場合、名刺等その活動がわかるものを添付すること

【C】過去1年以内の大会成績がわかるもの

- 団体の活動状況が確認できる公式の大会結果等（プロ・実業団の場合は不要）

(3) 認定通知書の受信

- 様式第4号（事業認定通知書）を郵送しますので、届き次第保管をお願いします。なお、補助交付額は、事業終了後にご提出いただく実績報告書類の審査後確定します。

(4) 合宿期間中（又は終了後）に入手するもの

- 交通機関及び宿泊施設（前項【3. 対象経費】）の支払・利用を証明できる「領収書」及び「明細書（内訳書）」の入手をお願いします。なお、「明細書（内訳書）」が入手できない場合、乗車日・区間のわかる画面の写し等が必要となります。
- 交通機関及び宿泊施設を旅行代理店が手配・精算する場合、団体によるその支払・利用が証明できる、旅行代理店が団体に対し発行する「領収書」及び「明細書（内訳書）」又は「請求書（内訳書）」の入手をお願いします。

(5) 交付申請書兼請求書等の提出（合宿後 30 日以内又は年度最終営業日の早い日まで）

⑤様式第5号（交付申請書兼請求書）※押印後の PDF 送信と原本郵送をお願いします

⑥別紙（振込口座申出書）

- ・申請者（団体代表者）と異なる団体（旅行代理店等）に対する本補助金のお振込みはできません。但し、国外の団体に限り旅行代理店等を介して受領することができます。
- ・本補助金の受け取りに際し、同一団体内に代理人（マネージャー等）を定める場合は「委任状」の提出をお願いします。

⑦様式第6号（事業実績報告書）※データをメールにてお送りください（原本不要）

⑧様式第7号（収支精算書） ※データをメールにてお送りください（原本不要）

⑨補助対象経費の算定根拠となる書類の写し（前項（4）に記載のもの）

⑩その他（以下の必要なもの）

【A】合宿行程表（様式任意） ※事前の提出内容に変更がない場合は不要

【B】参加者名簿（様式任意） ※事前の提出内容に変更がない場合は不要

【C】～省略～（過去1年以内の大会成績がわかるもの）

【D】アンケート調査票

【E】その他会長が必要と認める書類

(6) 交付決定通知書の受信と補助金の振込

・実績報告書類を審査し、これが認められる場合、様式第8号（交付決定通知書及び交付額確定通知書）を郵送しますので、届き次第保管をお願いします。

・長崎県スポーツコミッションより指定口座にご入金しますが、お振込みまで日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

～本申請前にスポーツ合宿補助金の「実施要綱」も必ずご一読ください～